

瑞穂公園陸上競技場整備等事業

実施方針

令和2年3月

名古屋市

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	10
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
1 事業者選定の方法.....	11
2 選定の手順及びスケジュール（予定）.....	11
3 応募手続き等.....	12
4 応募者の参加資格要件.....	14
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	19
6 契約に関する基本的な考え方.....	22
7 提案書類の取扱い.....	23
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	24
1 リスク分担の考え方.....	24
2 要求する性能等.....	24
3 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	24
4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	24
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	26
1 事業予定地.....	26
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	31
1 係争事由にかかる基本的な考え方.....	31
2 管轄裁判所の指定.....	31
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	32
1 基本的な考え方.....	32
2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	32
3 金融機関と市との協議.....	32
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	33
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	33
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	33
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	34
1 情報公開及び情報提供.....	34
2 市会の議決.....	34
3 応募に伴う費用の負担.....	34
4 問合せ先.....	34
別紙 1 事業予定地.....	35
別紙 2 リスク分担表.....	37
別紙 3 様式集.....	40

実施方針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
本事業	「瑞穂公園陸上競技場整備等事業」をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募者	施設の設計、解体・撤去、建設及び維持管理運営の能力を有し、本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループをいう。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。
協力会社	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資を行わずに、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業区域	「別紙1 事業予定地」に示す本事業の対象区域をいう。
本施設	事業区域内に存する都市公園等の施設のうち、本事業の対象施設をいう。本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
審議会	P F I 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。S P C (Special Purpose Company)ともいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び別紙をいう。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集等をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
サービス購入料	本事業に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいう。
マスタープラン	市が令和2年6月に策定を予定している瑞穂公園マスタープランをいう。
J A A F	公益財団法人日本陸上競技連盟
WA	ワールドアスレティックス ※令和元年11月よりI A A F(国際陸上競技連盟)より名称変更。
J F A	公益財団法人日本サッカー協会
A F C	アジアサッカー連盟
A C L	A F Cチャンピオンズリーグ
V I P	社会的地位の高い人物や各国の政府関係者などの特別待遇を要する人物をいう。
V V I P	皇室及び国賓などの重要な要人をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が検査・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

瑞穂公園陸上競技場整備等事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

都市公園等

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村たかし

(4) 事業の背景及び目的

瑞穂公園は、緑地や山崎川など豊かな自然に恵まれた都市公園で、総面積約 24 ha の運動公園である。

春には桜が並ぶ山崎川に訪れる人たち、日常的に散歩やジョギングを楽しむ人たち、児童園や親水広場で遊ぶ子どもたちや木陰に涼を求めくつろぐ人たち、スポーツ施設での競技や応援・観戦に来る人たち、広場でのまつりやイベントに参加する人など、年間を通じて多くの方が訪れている。また、国指定史跡大曲輪貝塚や古墳など縄文時代からの歴史資源が所在する。

公園内には、平成6年度に開催された第49回国民体育大会「わかしゃち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場をはじめ、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が設置され、多くの方が利用している。

現在の陸上競技場は、昭和57年に改築し、平成6年に改修を行っているが、それ以降、大規模な修繕・改修を行っておらず、施設の老朽化や規模、機能不足等の課題が指摘されてきた。そこで、名古屋市（以下、「市」という）では平成27年より建替えに向けた議論を進めてきた。その後、市は、令和8年の第20回アジア競技大会の開催地として決定され、陸上競技場がメイン競技会場として予定されている。また、平成31年1月に、日本パラリンピック委員会から、令和8年のアジアパラ競技大会の開催要請を受けたことから、現在、開催に向けて検討を進めているところである。

市では、令和2年6月に、瑞穂公園の持つ多様な価値を高め市民生活の充実に寄与する公園のあり方と、それを実現していくための基本的な方針となるマスタープランの策定を予定している。陸上競技場の建替えを始め公園の整備・運営にあたっては、このマスタープランに基づき実施する。

整備手法としては、民間の経営能力及び技術能力を活用した効率的な施設の設置、維持管理運営が期待できる手法を導入し、事業の効率化を図るものとする。

(5) 本事業の方針

ア 陸上競技場の建替え

瑞穂公園の中心施設として、また、アジア競技大会開催時も各国からの来賓やトップアスリート、多くの観客が訪れるのにふさわしい施設として整備し、大会後も、後世の人々に親しまれ利用される、市のスポーツ振興の拠点となることを目指している。

そのため、

- ・競技者と観客の一体感を創出することで、アスリートが最高の力を発揮でき、また、観客が本格的なスポーツを体感できる、夢と感動の空間となる競技場
- ・年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できる競技場
- ・緑と水のうるおいある自然、史跡・古墳等歴史資源に恵まれた環境と調和した競技場
- ・モノづくり名古屋の最先端の技術を結集した競技場

を施設整備のコンセプトとし、できる限りコストを抑制し、アジア競技大会に間に合うように確実に完成させる。

イ 公園の整備・運営

マスターplanに掲げる整備・運営の基本的な考えをもとに、瑞穂公園の一体的な整備・運営を行う。

瑞穂公園整備の方向性

- ・スポーツによるにぎわいの創出
- ・市民の交流・憩いの場
- ・自然環境の保全と活用
- ・名古屋の歴史のはじまりに触れる

(6) 事業範囲

事業者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という）に基づき、下表に示すとおり、陸上競技場等を含む施設の整備を行い、対象施設の維持管理運営を遂行することを事業の範囲とする。また、具体的な業務内容については、入札説明書等において示す。

[事業範囲及び主な対象施設]

本事業における施設区分		整備業務	維持管理 運営業務	備 考
事業区域内	建築整備施設	陸上競技場	○	○
		第2駐車場	○	○
		大曲輪貝塚	○	○
		南連絡橋	○	○
		市道萩山町第16号線	○	○
		市道師長田辺下山町中線	○	○ 廃道予定部分のみ
		宿泊研修棟	○	○
		屋外トイレ	○	○
		北連絡橋	○	○
		休養施設	○	○
		第1駐車場	○	○
		第3駐車場	○	○
		第4駐車場	○	○
		第5駐車場 (建設中)	○	○
		臨時駐車場	○	○
	公園整備施設	緑陰広場	○	○
		東小広場	○	○
		瑞穂橋	○	△
		東児童園	○	○
		南児童園	○	○
		北児童園	○	○
		やすらぎ広場	○	○
		水の広場	○	○
		松並木散策路	○	○
		施設用地	○	○
		市道萩山町第14号線	○	○
		市道山崎川右岸線第2号	○	○
		山崎川散策路	○	○
		北陸上競技場		○
区域外	民間収益施設	レクリエーション広場		○
		ラグビー場		○
		ラグビー練習場		○
		野球場		○
		相撲場		○
		テニスコート		○
		体育館 (建設中)		○
区域外	瑞穂文化小劇場・図書館	ゲートボール場		○
		多目的広場		○
		こども広場		○
区域外	豊岡コミュニティセンター	山ももの丘		○
		山崎川親水広場		△
		水防倉庫		○
区域外	民間収益施設		—	—
	師長町西線			
	師長田辺下山町南線支線第1号			

△ : 土木事務所と共同管理を予定している

ア 整備業務

本事業の整備業務は、下記のとおり。

(ア) 設計業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 各種申請等業務
- d セルフモニタリング業務
- e その他設計業務において必要な業務

(イ) 工事監理業務

- a 工事監理業務
- b 各種申請等業務
- c セルフモニタリング業務
- d その他工事監理業務において必要な業務

(ウ) 解体・撤去業務

- a 解体・撤去にかかる事前調査業務
- b 解体・撤去にかかる設計業務
- c 解体・撤去工事業務
- d 各種申請等業務
- e セルフモニタリング業務
- f その他解体・撤去業務において必要な業務

(エ) 建設業務

- a 寄付品移設業務
- b 建設工事業務
- c 備品等の調達及び設置業務
- d 開業準備業務
- e 完成式典支援業務
- f 施設の引渡し業務
- g 各種申請等業務
- h セルフモニタリング業務
- i 陸上競技場公認等取得業務
- j その他建設業務において必要な業務

イ 維持管理運営業務

本事業の維持管理運営業務は、下記のとおり。

(ア) 指定管理者が行う業務の内容

- a 一般の利用及び事業の実施に関すること
 - ・基本の供用時間内の施設の供用に関すること
 - ・助言及び指導業務
 - ・相談業務
 - ・情報の提供
 - ・講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）
 - ・スポーツ関係団体との連携、協力
 - ・国際的・全国的な大会等の誘致、開催
- b 瑞穂運動場の使用の許可に関すること
 - ・使用の許可
 - ・利用調整
- c 瑞穂運動場の利用料金に関すること
 - ・利用料金の徴収及び管理
 - ・利用料金の減免に関すること
 - ・利用料金の還付に関すること
- d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること
 - ・建築保全業務
 - ・維持管理業務
 - ・備品及び消耗品の管理
 - ・公認競技場の管理に関すること
- e 公園の維持管理に関すること
 - ・公園基本管理
 - ・公園植物管理
 - ・公園施設管理
- f 都市公園内許可事務の補助に関すること
 - ・都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する事務の補助
- g 緊急時対応に関すること
 - ・災害発生時対応に関すること（広域避難場所の運営を含む。）
 - ・事故等緊急時対応に関すること
- h 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- i 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - ・管理資料の作成
 - ・事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出

- j 指定管理者の引継ぎに関すること
 - ・現指定管理者からの業務の引継ぎ
 - ・次期指定管理者への業務の引継ぎ
- k ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務
- l パークマネジメント活動業務
- m その他市が定める業務
 - ・従事員の資質の維持・向上
 - ・市が実施する事業等への協力
 - ・マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力
 - ・各種会議への参加
 - ・情報公開
 - ・拾得物の取扱い
 - ・その他市が求める事項

(イ) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- a 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「(ア)指定管理者が実施する業務」以外で実施することができる業務
 - ・基本の供用時間外の施設の供用に関すること
 - ・教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - ・物販事業
 - ・広告誘致業務
 - ・その他指定管理者の提案により実施する事業
- b 民間収益施設を設置して実施することができる業務

ウ 統括管理業務

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理業務
- c 事業評価業務
- d その他統括管理業務において必要な業務

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備業務にかかる設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施することを想定している。本事業の維持管理運営業務について市は、事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定である。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業に供する土地（民間

収益施設用地、道路及び河川を除く)を無償で使用させるものとする。

また、自主事業の実施にあたり、事業者が独立採算により設置する民間収益施設については、市は都市公園法第5条第1項の許可を与える予定である。

(8) 事業期間(予定)

本事業の事業期間は、令和3年7月から令和23年3月までの19年9か月とする。
なお、事業期間は現時点での予定であり、今後変更される可能性がある。

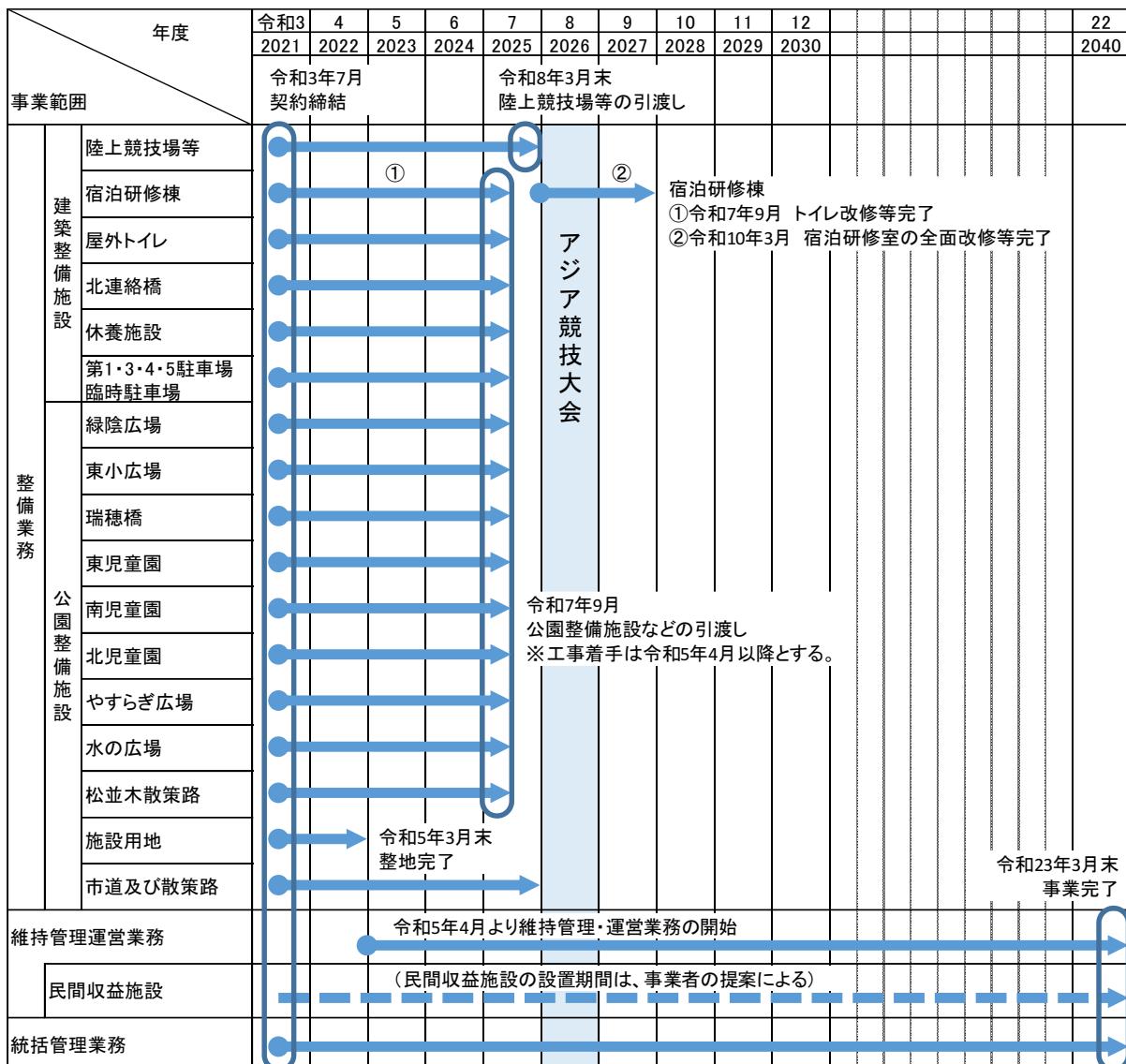
(9) 事業スケジュール(予定)

契約締結	令和3年7月	
陸上競技場等	設計期間・建設期間 (工事監理期間・解体・撤去期間・公認等取得及び開場準備期間を含む)	
	令和3年7月～令和8年3月	
	引渡し※1	
	令和8年3月末	
その他の建築整備施設	供用開始	
	令和8年4月	
	維持管理運営期間	
	令和8年4月～令和23年3月	
公園整備施設	設計期間・建設期間 (工事着手は令和5年4月以降)	
	令和3年7月～令和7年9月	
	維持管理運営期間	
	令和5年4月～令和23年3月	
民間収益施設	引渡し	
	各施設の整備完了時に市と協議	
	宿泊研修室の全面改修等の設計期間・建設期間	
	令和8年4月～令和10年3月	
公園整備施設	設計期間・建設期間 (工事着手は令和5年4月以降)	
	令和3年7月～令和7年9月	
	施設用地の整地完了期限	
	令和5年3月末	
	維持管理運営期間	
	令和5年4月～令和23年3月	
民間収益施設	設置期間※2	事業者の提案による

※1 陸上競技場について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。
提案方法の詳細については、入札説明書等において示す。

※2 民間収益施設の設置期間について、事業者の提案によるものとする。ただし、少なくとも、令和8年4月1日～令和23年3月末まで供用すること。なお、事業契約終了後の民間収益施設の設置については、設置許可後20年以内かつ令和28年3月を限りとして許可の更新を認める場合がある。

[本事業のスケジュール（予定）]



(10) 事業者の収入に関する事項

ア 市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う整備業務、維持管理運営業務及び統括管理業務に関する費用を、事業者の提案金額をもとに決定した金額をサービス購入料として事業者に支払うものとする。

(ア) 整備業務にかかる対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、建築整備施設及び公園整備施設の整備業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、整備業務にかかる対価のうち、入札説明書等に定める一定額を設計・建設期間中に支払い、その残額を維持管理運営期間中において毎年度均等に支払うものとする。

(イ) 維持管理運営業務にかかる対価

市は、事業契約に基づき、事業者が実施する維持管理運営業務にかかる対価を事業者に支払うものとする。市は、事業者を瑞穂公園の指定管理者に指定する。

(ウ) 統括管理業務にかかる対価

市は、事業契約に基づき、事業者が実施する統括管理業務にかかる対価を事業者に支払うものとする。

イ 施設運営収入

事業者は、瑞穂公園条例及び同条例施行細則において定める基準額及び基準額からの範囲が定められる本施設の利用料金収入を得ることができる。

(ア) 利用料金収入（基本の供用時間内）

- ・基本の供用時間における施設及び付属設備の利用料金
- ・都市公園条例第4条第1項若しくは第3項の許可に係る使用料
- ・都市公園法第6条の許可に係る使用料のうち、瑞穂公園条例第9条の2に係る広告に関するもの

(イ) 市の施策として実施する教室事業収入

ウ 自主事業収入

上記「指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより得られる収入のこと。

- ・利用料金収入（基本の供用時間外）
- ・教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）
- ・物販事業収入
- ・広告収入
- ・民間収益施設による収入
- ・その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※ 自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。なお、充当額は指定管理者の提案によることとする。

(11) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）のほか、都市公園法、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業をPFI法第7条に定める「特定事業」として選定する。

(2) 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定にあたり、次の手順により客観的評価を行う。

ア 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

イ PFIで実施することの定性的評価

本事業をPFIで実施する場合に、陸上競技場等の整備及び瑞穂運動場及び瑞穂公園の維持管理運営の水準の向上が確認されること、市の求めるスケジュールに間に合うこと等、一連の業務を事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

ウ 上記ア、イを踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFIで実施することの適否を評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに令和2年7月に市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日に马拉ケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日 程	内 容
令和2年3月31日（火）	実施方針等の公表
令和2年4月20日（月）	実施方針等に関する質問及び意見受付締切
令和2年5月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
令和2年7月上旬	特定事業の評価及び選定、公表
令和2年7月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
令和2年7月下旬	入札説明書等に関する質問受付締切
令和2年8月中旬	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和2年8月下旬	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
令和2年9月上旬	資格審査結果の通知
令和2年9月下旬	入札説明書等に関する質問受付締切（2回目）
令和2年10月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）
令和2年11月上旬	官民対話の実施
令和2年12月下旬	入札書、事業提案書の受付
令和3年2月下旬	落札者の決定
令和3年3月上旬	基本協定の締結
令和3年4月	仮契約の締結
令和3年7月	事業契約の締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答公表

ア 質問及び意見の受付

令和2年4月1日（水）から令和2年4月20日（月）午後5時までの間、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室スポーツ施設係において、本事業の参画に関心を有する法人・団体等を対象に、実施方針等に関する質問及び意見を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞穂公園陸上競技場整備等事業】実施方針等に関する質問・意見」と記入すること。なお、本事業にかかる内容以外の質問及び意見に関しては回答しない場合がある。

質問及び意見の書式については、様式1及び様式2を参照すること。

イ 質問及び意見に対する回答

応募者の特殊な技術、ノウハウ等、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き、令和2年5月下旬に市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(2) 特定事業の選定

市は、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(3) 入札説明書等の公表

市は、入札公告を行い、入札説明書等を市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。

その質問に対する回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(5) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 官民対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、官民対話を実施する予定である。①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めるポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求する施設整備水準・サービス水準（以下、「要求水準」という）の未達の防止、④それらを以て創意工夫の發揮により優れた提案を求めるなどを主な目的として実施する予定である。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(7) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の参加要件等

ア 応募者の参加要件等

応募者の構成員及び協力会社となる企業は、参加表明及び参加資格確認に必要な書類の提出期限時点において、以下の要件を満たすこと。

また応募者の構成員及び協力会社は、他の応募者の構成員又は協力会社として入札に参加することはできないものとする。

応募者は、参加表明書提出時に代表企業（名古屋市契約規則による競争入札参加資格名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募者の構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

- (ア) PFI法第9条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (エ) 入札公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (カ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）
- (ク) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ケ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）

- (コ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本事業の募集に参加しようとしている者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供にかかる官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適當と認める場合に限り、上記にかかわらず本事業の募集に参加することができる。
- (サ) 市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (シ) 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- a 審議会の委員、又は当該委員が属する企業
 - b パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - c アンダーソン・毛利・友常法律事務所

イ 各業務にあたる者の参加要件

本事業の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるところ。

ただし、下記の(イ)工事監理業務と(ウ)解体・撤去業務及び建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ(イ)工事監理業務と(ウ)解体・撤去業務及び建設業務を担当することはできない。

- (ア) 設計業務にあたる者は次の要件を満たすこと。複数の者が設計業務にあたる場合は、全ての者が a 及び b を満たし、主たる業務を担う少なくとも 1 者が c を満たすこと。ただし、d に関連する業務のみにあたる者は、d のみの要件を満たせばよいものとする。

- a 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告にかかる入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理（設計）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 平成 7 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、元請として、以下のいずれかの要件を満たす新築工事の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
 - ・陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等を含む客席 15,000 席以上かつ延床面積 20,000 m²以上の屋外体育施設
 - ・観客席数の合計が 1,000 以上（観客を収容する室が複数ある場合には、それらの合計としてよい）のホール等（各種屋内アリーナ、劇場、映画館が含まれる）を含む延床面積が 10,000 m²以上の施設
- d 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建築コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ、平成 17 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、元請として、次のいずれかの要件を満たす公園（以下、「総合公園等」という）の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
 - ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省第 49 号）第 7 条第 5 項に基づき定める総合公園、運動公園又は広域公園
 - ・都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和 51 年建設省都市局長通達）に基づき設置する都市基幹公園又は大規模公園

- (イ) 工事監理業務にあたる者は次の要件を満たすこと。複数の者が工事監理業務にあたる場合は、全ての者が a 及び b を満たし、主たる業務を担う少なくとも 1 者が c 満たすこと。ただし、d に関連する業務のみにあたる者は、d のみの要件を満たせばよいものとする。
- a 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告にかかる入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理（工事管理）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
 - b 上記（1）イ（ア）b に同じ。
 - c 上記（1）イ（ア）c に同じ。
 - d 上記（1）イ（ア）d に同じ。

- (ウ) 解体・撤去及び建設業務にあたる者は次の要件を満たすこと。複数の者が解体・撤去及び建設工事にあたる場合は、全ての者が a から c を満たし、少なくとも 1 者が d を満たすこと。
- a 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告にかかる入札の開札日までに受けている者であること（ただし、一般共同企業体を除く。）。
 - b 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
 - c 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が 1,100 点以上であること。
 - d 平成 7 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、元請として、陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等を含む客席 15,000 席以上かつ延床面積 20,000 m² 以上の屋外体育施設の施工の実績を有する者であること。なお、共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- (エ) 維持管理業務にあたる者は次の要件を満たすこと。複数の者が維持管理業務にあたる場合は、少なくとも 1 者が要件を満たすこと。
- a 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告にかかる入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」又は「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
 - b 平成 22 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プール又は体育館等のスポーツ施設）の維持管理実績を有していること。
- (オ) 運営業務にあたる者は次の要件を満たすこと。少なくとも 1 者が要件を満たすこと。
- a 令和元・2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告にかかる入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
 - b 平成 22 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プール又は体育館等のスポーツ施設）の運営実績を有していること。

(2) 応募者の失格及び構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※）で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力会社	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

イ 応募者の構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※）で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

※ やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審議会は、提案審査における評価項目の詳細にかかる検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審議会の意見を受けて市が定める審査基準は、入札説明書等において示す。

また、市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。

(2) 審議会の設置

市が設置した審議会は、次の6名の委員により構成される。(敬称略、50音順)

会長	伊藤 孝紀	(名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授)
委員	小林 和正	(テミス総合法律事務所 弁護士)
委員	中村 晋一郎	(名古屋大学大学院工学研究科 准教授)
委員	中山 徳良	(名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授)
委員	二村 友佳子	(公認会計士、税理士)
委員	來田 享子	(中京大学大学院体育学研究科 教授)

なお、応募者の構成員等が、本実施方針の公表後から落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

(3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画、維持管理運営計画等の事業提案を審議会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

イ 提案審査

(ア) 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

(イ) 総合評価

基礎審査を通過した応募者の提案内容に対して、審議会は、評価基準に基づき調査審議し、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として市へ答申する。なお、審査基準等の詳細については、審査基準として入札説明書等において示す。

(4) 落札者の決定・公表

市は、審議会の報告をもとに落札者を決定する。市は、審議会が決定した最優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を応募者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における構成員等が不正2事由（※1）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
代表企業を除く構成員	
協力会社	不正2事由に該当した場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

※1 不正2事由

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (イ) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※2）で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

※2 やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

(5) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各社の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を、落札者決定後すみやかに締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

- ア 落札者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。
- イ 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- エ 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、設計期間・建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。

(3) 事業契約の締結

市と落札者の基本協定締結後、市と事業者は本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、市会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。

なお、事業契約書案については入札説明書等において公表する。

7 提案書類の取扱い

(1) 提案書類の取扱い

応募者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

(2) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負担する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業にかかる総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者の責任分担は、原則として「別紙2 リスク分担表」によるものとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、事業契約書案として入札説明書等において示す。

2 要求する性能等

実施方針等に関する質問及び意見の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。事業者は提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように施設の整備及び維持管理運営を行うものとする。

3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、基本協定書及び事業契約書に従って責任を履行すること。

(2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による施設整備期間中の履行保証を行うことを想定している。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

(1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、事業者によるセルフモニタリングの他に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

(2) モニタリングの実施時期

- ア 設計時
- イ 工事施工時
- ウ 工事完成時
- エ 維持管理運営期間
- オ 財務状況（事業期間）

(3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングの受入れに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定める要求水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする他、事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングにかかる詳細な手続き等については入札説明書等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業予定地

(1) 立地に関する事項

事業予定地の区域面積等は、下表に示すとおり。

その他、本事業の立地に関する事項については「別紙1 事業予定地」に示す。

所在地	名古屋市瑞穂区萩山町3丁目、4丁目、師長町、山下通5丁目、豊岡通3丁目、田辺通3丁目、4丁目
事業区域面積	約24ha

(2) 施設要件等に関する事項

本事業において整備する施設及び主要な既存施設の概要は次のとおりである。

ア 本事業において整備する施設

(ア) 建築整備施設

施設の名称	概 要	
陸上競技場等	既存施設を解体・撤去し、新しい陸上競技場等の建設を行う。	
	観客席	○約30,000席 ○アジア競技大会の開閉会式時にフィールド内に仮設席約5,000席を設置し、合計35,000席以上が確保可能な計画とする。
	延床面積	○約64,000m ² ※95%以上100%以下の範囲を許容する。
	屋根	○観客席約30,000席を全て覆う。
	高さ	○31m以下
	競技フィールド	○陸上競技、サッカーの公式試合及び大会が可能な多目的競技場とする。 ○アジア競技大会の開閉会式、陸上競技の開催及びJリーグ公式戦の開催に必要な機能を整備する。
	動線・滞留場所	○競技者、大会運営者、VIP、観客の動線分離を図るための整備をする。 ○混雑緩和を図るため滞留場所を整備する。
	諸室	○全ての競技者及び関係者が安全で快適に競技可能かつ安全でスムーズな大会運営が可能となるよう整備する。 ○アジア競技大会の実施に必要な規定・基準を満たし、競技、大会運営に必要な機能及び多様な国・地域から訪れるVIP、VVIP及び各種メディア関係者等に対応する機能を整備する。

施設の名称	概要	
	ユニバーサルデザイン	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、福祉都市環境整備指針、国際パラリンピック委員会のアクセシビリティガイド及びTokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインなど、関係する法令、指針及び基準等を遵守する。
	史跡・遺跡	○国指定史跡大曲輪貝塚及び関連する遺跡を保存し整備する。 ○展示機能及び休憩スペースを整備する。
	園路	○公園利用者が安全に通行できる園路を整備する。
	市道	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第16号線（幅員7.12～26.11m、瑞穂橋を含む） ・市道師長田辺下山町中線（幅員10.91m）の一部 ○廃道に伴い、交通処理が必要な箇所については、協議の上、必要な整備を行う。
	その他	○瑞穂公園陸上競技場及びラグビー場をつなぐ連絡橋の建替え及びその他周辺の付属施設の改修を行う。 ○第2駐車場として、現状と同程度の駐車台数を確保する。
宿泊研修棟	○宿泊研修室の全面改修等を行う。 ○トイレを改修する。 ○天井及びトップライトの漏水及び結露対策、防水層の更新を行う。	
屋外トイレ	○南児童園の既設トイレの建替えを行う。 ○その他の屋外トイレ（5棟）のバリアフリー化・設備更新を行う。	
北連絡橋	○北側エレベーターシャフトの建替え及びエレベーターの更新を行う。	
休養施設	○屋根付き休憩所（トイレ共）を整備する。	
第1・3・4・5 駐車場・臨時 駐車場	○駐車場管制機器を更新する。 ○駐車スペースのライン引きを行う。	

(イ) 公園整備施設

施設の名称	概要
全体共通	広場・園路、植栽、休養施設、遊戯施設等の整備を行う。各施設の整備内容の詳細については、入札説明書等において示す。
緑陰広場	面積：約14,000m ²
東小広場	面積：約1,000m ²
瑞穂橋	面積：約500m ²

施設の名称	概要
東児童園	面積：約 4,000m ²
南児童園	面積：約14,000m ²
北児童園	面積：約 2,000m ²
やすらぎ広場	面積：約 1,500m ²
水の広場	面積：約 150m ²
松並木散策路	面積：約 3,000m ²
施設用地	面積：約 9,100m ² ○令和5年3月末までに整地を行う。
市道及び散策路	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第14号線（幅員9.09m） ・市道山崎川右岸線第2号（幅員平均5.50m） ○廃道に伴い、交通処理の対応が必要な箇所については、協議の上、必要な整備を行う。 ○廃道の後、事業者が公園内の歩行者用通路として整備を行う。 ○事業区域内の散策路等は、上記の廃道とあわせて一般車両の乗り入れを制限し、事業者が歩行者用通路として整備を行う。

※公園整備施設の面積は参考値。整備の計画・実施にあたっては、測量の上行うこと。

イ 主要な既存施設

施設の名称	概要
陸上競技場（既存）	延床面積：12,856.89 m ² トラック：全天候舗装 400m／8コース フィールド：ティフトン芝 106m×71m スタンド：メイン／9,000人、車いす使用者用／50人、 バック／18,000人
北陸上競技場	延床面積：1,901.15 m ² トラック：全天候舗装 400m／8コース フィールド：天然芝 102m×69m スタンド：3,000人、車いす使用者用／10人
レクリエーション広場	トラック：300m トラック 6コース可能 スタンド：芝スタンド 600人
ラグビー場	延床面積：6,080.85 m ² フィールド：天然芝 135m×80m スタンド：メイン／6,500人、車いす使用者用／18人、 バック／5,400人、サイド／3,100人
ラグビー練習場	内容：ロングパイル人工芝 60m×40m
野球場	延床面積：6,407.47 m ² グラウンド：ロングパイル人工芝（内野一部アントーカー）、 両翼 99.1m、センター 122m スタンド：内野／6,000人、外野／12,600人
相撲場	延床面積：436.35 m ² 内容：屋型付土俵 1面 スタンド：255人

施設の名称		概要
宿泊研修棟	弓道場	延床面積 : 708.60 m ² 内容 : 和弓・・・近的 (28m) 10人立
	アーチェリ一場	建築面積 : 235.20 m ² 内容 : 50m × 30m 10人立
	屋内プール	延床面積 : 975.78 m ² 練習用 : 25m / 5 コース (水深 1.1m~1.3m) 学童用 : 25m / 1 コース (水深 0.8m~1.0m) 幼児用 : 10m × 5m (水深 0.3m~0.45m)
	練習プール (屋外)	延床面積 : 213.28 m ² 練習用 : 25m / 7 コース (水深 1.1m~1.3m) 学童用 : 15m × 10m (水深 0.9m~1.1m) 幼児用 : 95 m ² (円形 水深 0.35m~0.5m)
	トレーニング室	延床面積 : 427.00 m ² 内容 : 器具 55種類 133点
	宿泊研修室	延床面積 : 837.05 m ² 内容 : 和室 10畳 (5人) 10室、20畳 (10人) 2室 宿泊定員 : 70人、冷暖房完備 付属施設 : 浴室、ミーティングルーム、洗濯室等
	テニスコート	コート : 砂入人工芝コート / 9面 スタンド : 1,000人
	体育館 (建設中)	延床面積 : 9,490 m ² 内容 : 第1競技場 (バスケットボールコート2面など) 第2競技場 (バスケットボールコート1面など) 第3競技場 (格技場機能、軽運動機能)
	駐車場	公園内に計4箇所(計672台収容(第2駐車場82台を含む))、 他に臨時駐車場あり ※体育館(第5駐車場)に100台程度整備する予定
	緑陰広場	内容: 陸上競技場裏山の既存の緑地を生かした遊歩道。四阿、 ベンチ、照明灯等を配置した散策を楽しめる小径。(四 阿、ベンチ、遊歩道)
東小広場		内容: 緑陰広場の東南部の一角にある小規模の広場。周囲には ソメイヨシノがあり落ち着いた花見に最適な場所。
瑞穂橋		内容: 山崎川に架かる橋。陸上競技場エリアと野球場等のエリ アをつなぐ。
東児童園		内容: 敷地の高低差を利用して斜面の岩登りや冒険砦などを設 置し、子供たちが身体を使って活発に遊ぶことの出来る 広場。(スーパースロープ、冒険小屋、砦とブリッジ、 岩登り、ブランコ、すべり台、砂場、ベンチ、水飲場、 ジャンボテーブル、屋外トイレ、時の鐘)
南児童園		内容: 幼児から児童まで利用可能な遊具を設置した児童公園。 (大地(地球)とトンネル、ロングロング飛び石、巨大 ジャングルジム、埋もれる玉、ロングすべり台、砂場、 ブランコ、ベンチ、水飲場、屋外トイレ)
北児童園		内容: 当初より整備されていた施設内容を充実させ、再整備を行った児童公園。

施設の名称	概要
やすらぎ広場	内容：年齢や障害の有無等に関わらず誰もが楽しめる広場。ゲートボール場、花壇、ベンチ、香木園を設置し、花と緑に親しめる広場。（ゲートボール場1面、香木園、花壇、ベンチ、時計塔、屋外トイレ）
水の広場	内容：野球場前の広場として、噴水の特色を持たせた広場。噴水（環状列柱に囲まれた）、ベンチ。
松並木散策路	内容：既存の松林を極力保存して整備した散策路。
山崎川親水広場	内容：山崎川は、「ふるさとの川整備」に基づく親水空間の整備が行われている。左右田橋、瑞穂橋、可和名橋によつて公園内をつないでいる。瑞穂橋と左右田橋の間は山崎川親水広場となっており、川の方に降りることができる。川の深さは浅く、小さな子でも遊べるようになっており、滝があり、滝の上部分で水遊びができるような整備がされている。

(3) 土地に関する事項

本事業の対象地について、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定は、次のとおりとする。

ア 都市計画等に係る基本条件

区分	概要
地域地区	用途地域：第二種住居地域（容積率200%、建蔽率60%※）、第一種中高層住居専用地域（容積率200%、建蔽率60%※） ※別途都市公園による建築面積の基準あり 防火指定：準防火地域 高度地区：31m高度地区、20m高度地区 緑化地域：緑化率の最低限度20%（15%+市有施設5%）
日影規制	第二種住居地域：測定面4m、規制時間4時間/2.5時間 第一種中高層住居専用地域：測定面4m、規制時間3時間/2時間
その他	都市計画公園 都市公園（設置すべき区域を含む） 宅地造成工事規制区域 周知の埋蔵文化財包蔵地 一団地認定区域

イ 都市計画等の変更予定（令和3～4年度予定）

- ・公園内一部道路の廃道などにより、一般車両の進入を抑止して、安全で快適な公園としての空間を創出し、公園利用者が安全に利用できるようにする。
- ・特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区（仮称）」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。
- ・公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する。
- ・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 建設段階における建設費の一部支払

市は、建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者に支払う予定である。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

第8 その他特定事業の実施に關し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となる。

市は、本事業に関する情報提供を、市公式ウェブサイトを通じて適宜行う。

2 市会の議決

(1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和2年6月定例市会に提出する予定である。

(2) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、事業契約の締結に関する議案を令和3年6月定例市会に上程し議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

(3) 指定管理者の指定

事業者を指定管理者として指定することに係る、指定管理者の指定に関する議案については、令和3年6月に開催される定例市会に提出する予定である。

3 応募に伴う費用の負担

本事業の応募にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

4 問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室スポーツ施設係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

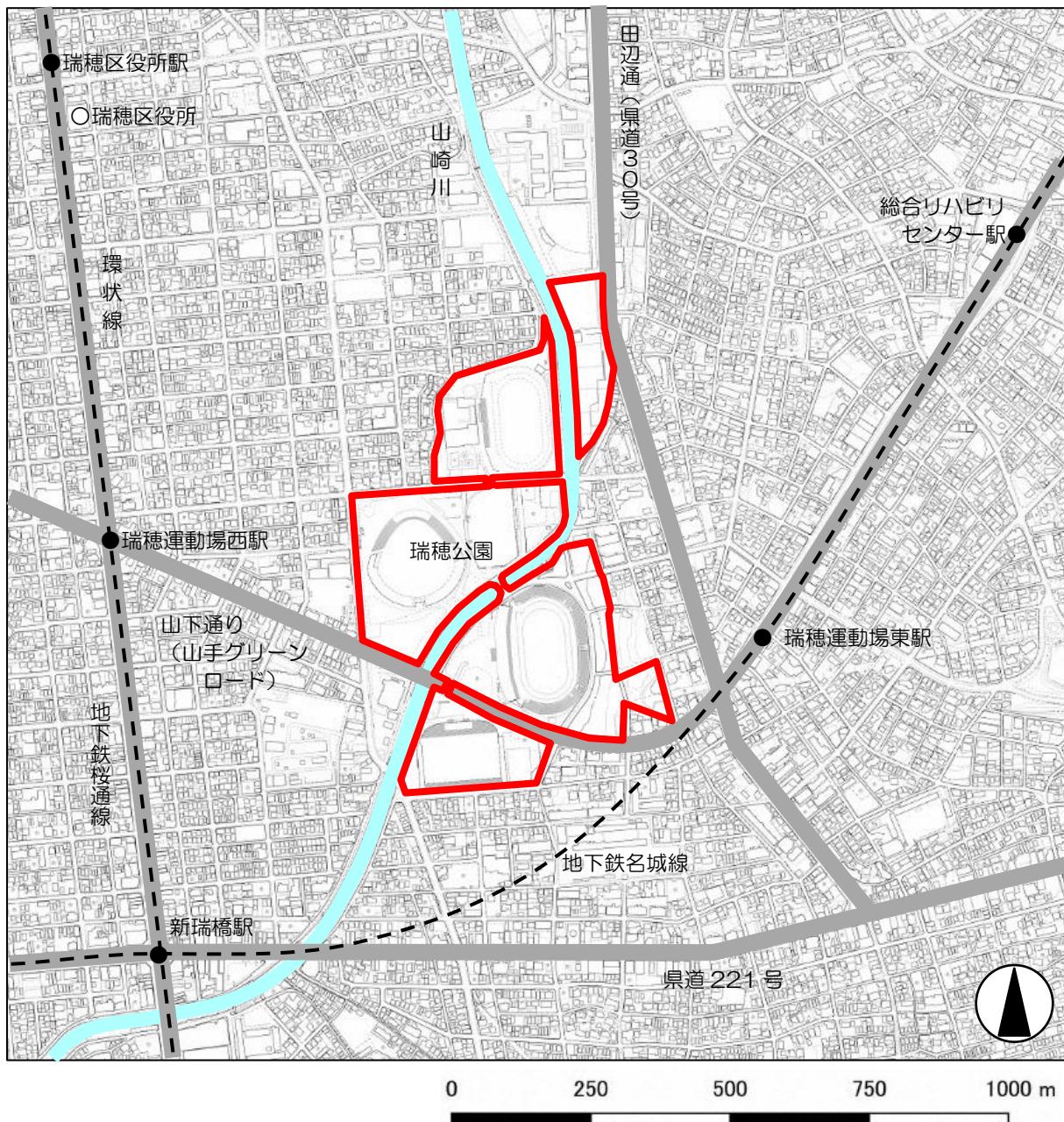
電話 : 052-972-3263

メールアドレス : a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

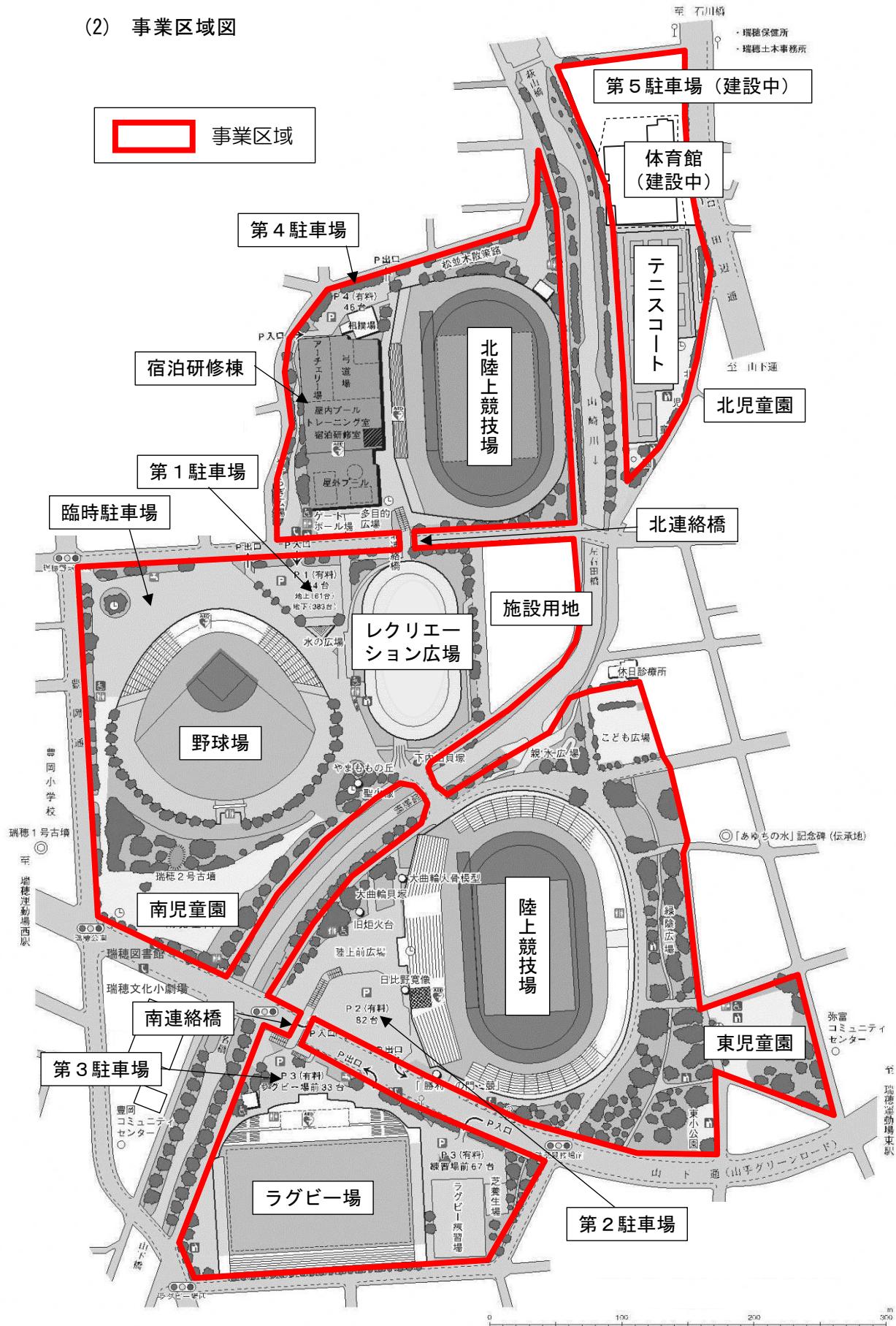
市公式ウェブサイト : <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000123351.html>

別紙1 事業予定地

(1) 位置図



(2) 事業区域図



別紙2 リスク分担表

大項目	小項目	リスクの内容/備考	リスク分担	
			市	事業者
共通リスク	募集書類リスク	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	●	
	資金調達リスク	市が調達する資金	●	
		事業者が調達する資金		●
	許認可取得リスク	市が取得する許認可	●	
		事業者が取得する許認可		●
	法令・政策変更リスク	事業に直接影響を及ぼす法令・政策の変更	●	
		事業に直接影響を及ぼさない法令・政策の変更		●
	税制変更リスク	事業に直接影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	●	
		事業に直接影響を及ぼさない税制度の変更（法人税等）		●
	住民対応リスク	事業者が実施する業務に起因するもの		●
		事業者が実施する業務に起因するものを除く。	●	
	環境リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	整備事業中止・延期・遅延リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	第三者賠償リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	金利変動リスク	事業契約締結から最初の基準金利決定日までの金利変動による費用の増加等	●	▲
		基準金利決定日以降の金利変動による費用の増加等		●
	用地の契約不適合リスク	事業用地中の地中障害物や埋蔵文化財、土壤汚染等に起因するもの	●	
		事業者の契約不適合、調査の不備や過誤に起因するもの		●
	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等の事由によるもの。事業契約書に定める一定の金額以下は事業者が、それを超える金額については、市が負担する。	●	▲
	電波障害リスク	本施設建設に伴う電波障害対策		●
	事故発生リスク	事業者の事由によるもの		●
	セキュリティリスク	本施設への侵入、施設の管理・警備の不備、情報の管理及び保護に関するもの等		●
	公園利用者への損害リスク	市の責めに帰すべき事由による場合	●	
		事業者の責めに帰すべき事由による場合		●

大項目	小項目	リスクの内容/備考	リスク分担	
			市	事業者
事業契約締結前におけるリスク	応募費用リスク	応募にかかる費用負担		●
	契約リスク	市及び事業者のいずれにも帰責できない事由により、議会の議決が得られない場合（事業契約等）、または契約手続遅延により生じる損害・増加費用について、市及び事業者は相互に債権債務を負わない。	●	●
整備におけるリスク	測量・調査リスク	市が実施するもの	●	
		事業者が実施するもの		●
	設計リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	建設工事中止・延期・遅延・未完成リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	施設性能リスク	要求水準未達		●
	整備期間の物価変動リスク	急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴うものの	●	
		上記以外の範囲内の物価変動に伴うもの		●
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大	●	
		上記以外の工事費の増大		●
	工事監理リスク	本工事の監理の不備、誤り等		●
維持管理運営におけるリスク	施設の契約不適合リスク	本事業において事業者が整備していない箇所	●	
		本事業において事業者が整備した箇所		●
	債務不履行リスク	市に指定管理の協定内容の不履行がある場合	●	
		指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		●
	維持管理の要求水準不適合リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	維持管理運営期間の物価変動リスク	急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴うものの	●	
		上記以外の範囲内の物価変動に伴うもの		●
	維持管理運営費用変動リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	施設損傷リスク	整備にかかる事業者の技術及び能力の不足に起因するもの		●
		維持管理運営にかかる事業者の技術及び能力の不足		●
		第三者に起因するもの ※ 事業者に善管注意義務違反がない場合、市が負担する。	▲	●
		経年劣化	●	

大項目	小項目	リスクの内容/備考	リスク分担	
			市	事業者
維持管理運営におけるリスク (つづき)	備品の損傷・紛失・盜難リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	備品更新リスク	市の設置する備品	●	
		事業者の設置する備品		●
	修繕リスク	本事業において事業者の整備していない箇所で、かつ、1件あたり2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合。	●	
		本事業において事業者の整備していない箇所で、かつ、1件あたり2,500千円以下の修繕が必要となる場合。		●
		本事業において事業者の施工した箇所		●
	光熱水費リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	周辺地域への損害リスク(騒音、振動、光、駐車対策等)	市の責めに帰すべき事由による場合	●	
		不適切な施設管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		●
事業終了段階におけるリスク	イベント等の事業の中止・延期リスク	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	●	
		上記以外の場合		●
	事業終了時手続リスク	施設撤去・原状回復等の施設明け渡し手続きに伴う諸費用の発生・増加		●
その他のリスク	業務引継ぎリスク	業務の引継ぎにかかるもの		●
	利用料金の精算リスク	次期事業者への利用料金の精算にかかるもの		●
	需要変動リスク	※ 不可抗力や通常予測不可能な事由による需要変動リスクは協議を行う。		●
	陸上競技場の認定基準等変更による需要変動及び維持管理運営費用増大リスク	原則的に、市負担とする。	●	
	Jリーグ規約等の変更による需要変動及び維持管理運営費用増大リスク	原則的に、市負担とする。	●	
	付帯業務にかかるリスク(整備・維持管理運営期間)	事業用地の隠れた契約不適合に起因するものを除いて、全て事業者がリスクを負担する。		●

別紙3 様式集

様式1

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「瑞穂公園陸上競技場整備等事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	団体名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容
例	実施方針	15	第2	4	(1)	イ	(ア)	設計業務にあたる者の要件	...
例	実施方針 別紙2	1						リスク分担表	...
例	要求水準書 (案)	19	第2	1	(2)			施設要件等に関する事項	...
1									
2									
3									
4									

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※ 添付のExcelファイルに記入のこと。

様式2

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「瑞穂公園陸上競技場整備等事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	団体名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容
例	実施方針	15	第2	4	(1)	イ	(ア)	設計業務にあたる者の要件	…
例	実施方針 別紙2	1						リスク分担表	…
例	要求水準書 (案)	19	第2	1	(2)			施設要件等に関する事項	…
1									
2									
3									
4									

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※ 添付の Excel ファイルに記入のこと。